

2016年度 年末手当 第3回交渉 (11/17) (妥結)
(会社側が回答書を提出)

基準内賃金の3.18ヶ月分・妥結！

12月5日(月)以降、準備でき次第

- ・会社側からは、この間の真摯な議論に感謝するとし、会社側としての最終回答を提示！
- ・組合側からは、会社の利益は全社員の成果、組合要求に届かなかったため回答を持ち帰り検討とした。
中執稟議を経て、この間の交渉経過を受け止め、「更なる社員のやる気を引き出す公正な社員評価をすること」として妥結した。

11月17日(本日)、本部は、申第1号(10月26日)に申し入れていた2016年度年末手当の支払いに関する要求で、第3回目の団体交渉を行った。会社側からは回答書が提出され、厳しい経営環境の中、社員一丸となった挑戦や「変化点」に即応する諸施策の推進、会社のさらなる発展の礎となる「社員一人ひとりの成長」への取組みに強く期待して、平成28年度年末手当について基準内賃金の3.18ヶ月の回答があった。

<要求内容>

1. 2016年度年末手当は、基準内賃金の3.4箇月分を12月2日までに支払うこと
2. 成績率の適用については、公平・公正に行うこと
3. 好調な企業業績を踏まえ、安全・サービス・人材育成に更なる投資を行うこと

★会社側

- ・将来に渡って健全経営に努めて行く。今後も協力をお願いしたい。

★組合側から

- ・本回答は、組合の要求まで届いていない。不満も残るが組合として要求との隔たりがあるため、持ち帰り検討して回答したい。
- ・三役及び中執での持回り稟議の結果、この間の交渉での議論から3.18ヶ月を受け止め、「更なる社員のやる気を引き出す公正な社員評価をすること」を要請し14時30分妥結した。